

※発注品の「型式・材質・納期・仕様書記載品以外の同等品認定・その他の内容」等について疑義がある場合は、事前に仕様書記載の担当課へ直接問い合わせること(但し、担当者が一時不在の場合等があるので注意すること)。担当者の事前承認なき場合は、仕様書記載どおりに履行すること。
見積書の質疑・同等品認定、随意契約伺への無承認事項の記載、落札後の条件変更等は認めない。

購入仕様書

件 名 水道用粉末活性炭

履 行 場 所 瑞梅寺浄水場 外1箇所

履 行 期 間 契約締結の日から

令和 8年 2月 27日まで

契約不適合責任期間 1年

	品 名	規 格	数量	単位	備 考
1	水道用粉末活性炭	仕様書のとおり	2,500	k g	

その他

- ① 同等品以上で見積もる場合は、入札（見積り合わせ）の前までに、カタログやサンプル等を持参して、担当課の了承を得ること。
- ② 契約後、下記担当者と打ち合わせること。

問い合わせ先

水道局浄水部瑞梅寺浄水場

担当：山口 智朗

電話：092-323-8441

高機能粉末活性炭納入仕様書

- 1 品 名 水道用粉末活性炭
- 2 数 量 2,500kg (50%wet 10kg 用袋×250 袋)

- 3 規 格 下記の要件を満たすもの。

(1) 品質

この規格に定める水道用粉末活性炭は、木質系単一のものを原料とし、水蒸気賦活法により製造されたもので、製造工程及び製品についても品質管理されたものであり、以下の表に適合すること。

また、かび臭物質等の吸着除去性能向上を目的として、汎用の活性炭とは区別して開発・製造された製品であること。

表 品質

フェノール価	25以下
ABS価	50以下
メチレンブルー脱色力	150ml/g 以上
よう素吸着性能	1,000mg/g 以上
pH値 (1%懸濁液の浸出液)	4～11
塩化物イオン	0.5%以下
電気伝導率 (1%懸濁液の浸出液)	900 μ S/cm 以下
乾燥減量	50%以下
ふるい残分 (ふるい目開き 75 μ m)	10%以下
残留活性炭 (試験方法は別添1)	80mg/L 以上

- (2) 水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)第1条第16号別表第一における基準に適合すること。

なお、最大注入率は水分50%の粉末活性炭に換算した値で100mg/Lとする。

(3) 評価方法

規格の(1)は「JWWA K113:2005-2 水道用粉末活性炭」及び残留活性炭は別添1の試験方法、規格の(2)は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」(厚生労働省医療・生活健康局生活衛生・食品安全部水道課)に基づくものとする。

4 提出物

納入業者は、初回納入時までには下記の(1)又は(2)を「6納入場所」の納入打合せ連絡先に提出すること。

- (1) (公社)日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

- 1) 認証登録証(納入期限まで有効であること)の写し
- 2) 製品の試験成績表(3 規格(1)及び(2)に適合したもの)

自社又は第三者検査機関(水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録(濃度)事業所、(公社)日本水道協会品質認証センター)で実施した成績表。

- 3) 納入する製品と同一ロットのサンプル(500g程度を2本)

- (2) 上記(1)以外の場合

- 1) 製品の試験成績表(3 規格(1)及び(2)に適合したもの)

契約日前1年以内に実施された第三者検査機関(水道法第20条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録(濃度)事業所)発行のものに限る。

- 2) 納入する製品と同一ロットのサンプル(500g程度を2本)

5 品質の保証

水道局においては、納入する同一ロットのサンプルの他、納入時に製品を抽出し検査を行うことがある。

検査の結果、水道局が不適合と認定した場合、納入業者は速やかに本仕様に適合した製品を納入しなければならない。

6 納入場所

納入場所	納入打合せ連絡先及び所在地
瑞梅寺浄水場	瑞梅寺浄水場 (092-323-8441) 糸島市山北 5-2
量水池	糸島市瑞梅寺864

7 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日まで

8 納入の方法

- (1) 10kg 用袋に 50%wet 重量 10kg 詰めとする。
- (2) 道路交通法及びその他の関係法令を遵守すること。使用する車両は 4 t ユニック車とし、クレーン特殊講習修了証の取得者が搬入の操作を行うこと。
- (3) 納入日時及び納入方法は、事前に瑞梅寺浄水場職員と打ち合わせること。
- (4) 納入の際、使用済みパレットを回収すること。

9 安全管理

労働安全衛生法等関係法令規則の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生等の防止に努めること。

10 その他

仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、水道局及び納入業者協議のうえこれを定める。

残留活性炭試験方法

【 操作手順 】

- 1 十分に均一にした試験試料 5～6 g を平形はかり瓶にとり、110℃で 3 時間乾燥し、デシケーター中で 30 分放冷し、乾燥試料とする。
- 2 放冷後、はかり瓶に蓋をしてデシケーターから取り出し、乾燥試料 0.1 g を 1 mg の桁まではかりとる。はかりとった乾燥試料をあらかじめ 450mL 程精製水を入れた 500mL の共栓付きメスシリンダーに移し入れ、精製水を標線まで加え全量を 500mL とする。
- 3 メスシリンダーに蓋をし、2 秒に 1 回程度の速さで静かに 180 度転倒し元に戻す（転倒混和）操作を 10 回繰り返し、30 分間静置する。転倒・混和操作は活性炭添加後、速やかに行う。
- 4 30 分後、メスシリンダーの上から 100mL の目盛高さの口径中央部にホールピペットの先端を合わせ固定し、懸濁状況が変化しないよう静かに 50mL 採取する。採取時間は 30～35 秒とし、均一な速さで採取する。
- 5 吸引ろ過器に前処理*したフィルター（ガラス繊維ろ紙：保留粒子径 0.4 μm 参考：ADVANTEC GB-140）およびファンネルをセットし、ゆっくり吸引ろ過する。
ろ過後のフィルターを 110℃で 2 時間乾燥後、デシケーター中で 30 分間放冷した後、重量をはかる。
- 6 重量増加分を測定し、次式によって 1L 当りに換算する。

$$\text{残留活性炭(mg/L)} = (\text{ろ過後重量(mg)} - \text{ろ過前重量(mg)}) / F \times (1000(\text{mL}) / 50(\text{mL}))$$

ただし、F：乾燥試料の重量 (g) / 0.100(g)

*フィルターの前処理

フィルターを精製水 250 mL で 2 回吸引洗浄し、110℃で 1 時間乾燥し、デシケーター中で放冷した後、重量をはかる。

(注意)

- ①3 回測定し、**最小値**を報告値とすること。
- ②報告値は有効数字 3 桁の整数とする。
- ③残留活性炭試験は室温、精製水の水温ともに約 20℃で実施すること。
- ④乾燥試料は吸湿しやすいため湿度管理に注意すること。
- ⑤使用する共栓付きメスシリンダーは高さ 390mm、外径 55mm 程度のものとし、3 検体全て同一規格のものをを用いて試験を行うこと。
- ⑥使用する 50mL ホールピペットは先端の穴口径 1mm のものを使用すること（参考：柴田科学株式会社製）。
- ⑦器具等に付着した活性炭は、吸引ろ過の際、精製水でろ紙上に洗い落すこと。